

包括的支援事業に係る 業務評価の見直しについて（案）

米子市福祉保健部 長寿社会課

業務評価導入の経緯

令和5年度

第1号被保険者（65歳以上高齢者）の増加とともに、地域包括支援センターの果たす役割が今後更に重要になってくることを踏まえ、介護保険法第115条の46第1項に規定する**包括的支援事業**と介護保険法第115条の22に規定する**指定介護予防支援事業等**ごとに人員を配置することとした。



センター名	ふれ里	義方・湊山	住吉・加茂	弓浜	尚徳	箕蚊屋	淀江	合計
旧配置基準(人)	18	7	7	8	5	4	3	52
新配置基準(人)	18	11	10	11	6	6	4	66

増員の目的である「各業務ごとの効果的かつ効率的な事業実施体制の構築による包括支援業務の充実」の達成状況等について本市として適切に確認・評価する必要があることから、包括的支援事業については、業務の質の担保及び業務改善を通じたセンターの機能強化を目的とした**業務評価を実施することとした**。また、人員配置及び業務評価の結果等が**基準に満たない場合の委託料の返還規定を設定した**。

現在の評価指標

評価項目	配点	指標
1 総合相談支援及び権利擁護業務 （合計 25 点）		
(1) 夜間・早朝・平日以外の窓口（連絡先）の設置及び周知	3 点	窓口、パンフレット及びHPへの掲載
(2) 相談件数の報告及び相談内容の分類及び整理（高齢者虐待を疑われる事例・消費者被害を疑われる事例を含む）	5 点	件数の毎月報告・データまたは紙面で整備
(3) 地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先等に関する情報の収集	5 点	データまたは紙面で整備
(4) iii の機関・団体等の会議等への参加	5 点	地区（公民館単位）ごとに6回／年
(5) 高齢者実態調査結果等に基づく個別訪問	7 点	包括支援業務人員基準×30件／年
2 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 （合計 20 点）		
(1) 担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ（事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等）の把握	3 点	データまたは紙面で整備
(2) 介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催	7 点	1回／年
(3) 担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいた関係機関・関係者との意見交換の場の設定（地域ケア会議は含まず）	7 点	1回／年
(4) 介護支援専門員から受けた相談事例の件数報告及び内容の整理	3 点	件数の毎月報告・データまたは紙面で整備
3 地域包括ケアシステムの構築に関する業務 （合計 30 点）		
(1) 地域ケア会議（個別事例から地域課題を検証）の開催	5 点	地区（中学校単位）ごとに2回／年
(2) 地域ケア会議（その他）の開催	15 点※	地区（公民館単位）ごとに1回／年 ※担当地区数のうち、半分以上達成の場合7点
(3) 1の(3)の機関・団体等の支援（地域包括ケアシステムの構築に資するもの）	10 点	包括支援業務人員基準×10件／年
4 人員体制 （5 点）		
(1) 人員配置基準の達成	5 点	3月31日時点
5 政策提言 （合計 20 点）		
(1) 担当圏域の地域課題等の分析	10 点	1回／年
(2) i を解決するための市に対する政策提言	10 点	1回／年

現状及び課題

令和5年度は、各センターが自己採点した後、採点した評価票を各センターが市に提出し、その内容について市がセンターに対して詳細を確認（ヒアリング）するという運用で実施した。

評価結果は以下のとおりで、いずれのセンターも点数の総計が80点以上だったことから、委託料の返還対象となるセンターはなかった。

センター名	ふれ里	義方・湊山	住吉・加茂	弓浜	尚徳	箕蚊屋	淀江
得点	100	85	90	92	95	100	100

令和5年度の実施結果を踏まえ、評価指標の内容や評価手法等について、関係機関へのヒアリングや協議を実施したところ、以下のとおり意見があった。

- 評価結果が委託料にも影響することから、指標を意識して**実施回数に視点をあてて業務を遂行してしまう面がある**。結果を踏まえた、事業の充実に目を向けていきたい。（センター職員）
- 現場からは、現在の評価指標について、評価のためのノルマ消的な仕事の仕方になるとの声もきいている。より良い指標項目の設定について検討していただきたい。（運営法人）
- 実施有無だけでなく、実施過程にも目を向けてもらいたい。（運営法人）
- 包括の業務は基本的にアウトプットの性質が強く、**点数積み上げ方式はそぐわないのではないか**。（運営法人）
- **評価結果において「100点」となっている点**など、そういった面についても見える形になる評価が良いのではないか。（運営協議会）

現状及び課題

現在の評価方式では、「事業の実施の有無や回数＝評価」となることから、**各事業の内容より実施回数等が重要視される傾向にある**。また、現行の指標は基本的にプロセス指標及びアウトプット指標で構成されており、アウトカム指標が不足していることから、効果的な事業展開ができていないかの検証や改善の余地等について把握することが困難であることから評価が単発的となり、**具体的な業務改善につながりにくい**。

【参考】国の動向

センターの事業評価を通じた機能強化については、「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」（平成30年7月4日老振発0704 第1号厚生労働省老健局振興課長通知）により取り扱われてきたが、**令和6年6月7日付で本通知が一部改正**され、**評価指標の体系化・簡素化**を図りつつ、**市町村の目標や地域の状況に応じた柔軟な評価**を行うための評価指標の見直しが実施された。

見直しの 具体的な ポイント

- ①目標ごとに指標を統合し**体系化・簡素化**を図るとともに、センター指標・市町村指標を一対一対応ではなく、個々の機能に応じた内容に見直し
- ②人口規模や地域課題の圏域ごとの状況を踏まえた評価を行うことができるよう、**段階的項目や選択的項目**を指標として設定
- ③中長期的な視点に立った目標に応じた達成状況の評価を定量的に行うため、**アウトプット指標・中間アウトカム指標**を設定

※ このほか評価を可視化(数値化)できるよう市町村が柔軟に項目ごとの配点を設定できるよう見直し

今後の方針（案）

現状の課題や国の動向等を踏まえ、業務評価の見直しを実施する。ただし、見直しは**令和7年度実施分から**とし、令和6年度は令和5年度同様の運用とする。

方針

業務の質の担保を目的とした「各業務の達成状況の確認」と業務改善を通じたセンターの機能強化を目的とした「業務評価」を切り分けて実施する。

○業務評価については国が定める評価基準をベースに実施し、毎年、米子市地域包括支援センター運営協議会に報告を行う。

○市は、評価内容をまとめた「地域包括支援センター事業評価総括票」を作成し、各センター及び運営法人に送付。これらの結果について市ホームページで公開する。これら一連の取組について、令和7年4月配置予定の「**地域包括支援センター統括マネージャー**」が主体となって実施する。

○地域包括支援センター運営事業委託契約書第20条第1項における委託料の返還については、「各業務の達成状況の確認」に基づき実施する。

今後の方針（案）

見直し前 （現行）

実施内容	各業務の達成状況の確認による業務評価
主な目的	業務の質の担保及び業務改善を通じたセンターの機能強化
指標	市が独自に設定
センターに対する 指標等の周知の手法	市が各センターに通知（一部指標については契約書仕様書に記載）
評価・確認の時期	当該年度の3月
委託料への影響	有

見直し後

実施内容	各業務の達成状況の確認	事業評価
主な目的	業務の質の担保	業務改善を通じたセンターの機能強化
指標	市が独自に設定	「地域包括支援センターの事業に係る 評価指標」（厚生労働省）
センターに対する 指標等の周知の手法	契約書仕様書に記載	市が各センターに通知
評価・確認の時期	当該年度の3月	翌年度の6月頃
委託料への影響	有	無
市HPへの掲載	無	有